

新型インフルエンザワクチン接種の前倒しについて

国からの要請等を踏まえ、次のとおり接種の前倒しを実施することとしましたので、お知らせします。

1 優先接種対象者からの申込み状況及び国からの配分数量

【優先接種対象者（妊婦、基礎疾患を有する者（最優先））からの申込み状況】

	基礎疾患	妊婦	合計
申込み数量 (11/16からの接種分)	約13万回分	約8千回分	約13万9千回分

【国からの配分数量】

	数量（見込み）
11/6出荷分	約6万回分
11/24出荷分（予定）	約7万1千回分
12/7出荷分（予定）	約11万回分
12月中旬出荷分（予定）	約13万回分

11/24出荷分は現時点の配分見込み量であり、今後、変更される場合があります。

12月出荷分は国の配分計画を元に本県分を按分計算したものであり、実際の出荷数量とは異なる場合があります。

2 国からの要請内容

国は、基礎疾患を持つ5～14歳までの方や基礎疾患を持たない小児で重症化する事例が多く見られるようになってきたことを踏まえ、次の者の前倒し接種を要請しています（詳細は別紙のとおり）。

- ・基礎疾患を有する者（その他）の中で小学校4年生～中学校3年生に相当する者
- ・幼児（1歳～就学前）
- ・小学校低学年（1～3年）

3 医療機関へのワクチン配分

上記1のとおり、現時点でのワクチン量は不足しておりますが、**実施主体である国からの要請であること、12月以降については国から相当量のワクチンが配分される見通しであること及び「基礎疾患を有する成人」「妊婦」の接種回数が1回に決まったこと**を踏まえ、小児への前倒しを含め、今回、次のとおり医療機関に配分することとします。

(1) 妊婦分

申込み数量の100%を配分します。

(2) 基礎疾患を有する方の分

公的病院

500回分を上限として配分します。

上記以外の医療機関

40回分を上限として配分します。

ただし、透析患者分については、上記配分量に上乗せを行います。

なお、**配分数量の関係で、今回接種できない方のワクチンについては、国からの次回以降の出荷分で手当して参ります。**

(3) 小児への前倒し分

配分可能な約4千回分（小児換算）を1歳児に充当して前倒し接種を開始します。

なお、**配分数量の関係で、今回接種できない1歳児のワクチンについては、国からの次回出荷（11月24日出荷予定）分において、確保することとしています。**

4 小児への前倒しスケジュール

対 象	接種申込受付開始日	接種開始日
1 歳児	11月17日(火)	11月19日(木)
2 歳～就学前の小児	11月17日(火)	12月 3日(木)
小学校1年～3年生	11月17日(火)	12月 3日(木)
基礎疾患を有する方(その他) のうち小学校4年生～中学校 3年生に相当する者	11月17日(火)	12月 3日(木)

(注1) 対象の区分は、**接種時点の年齢及び学年**で行います。

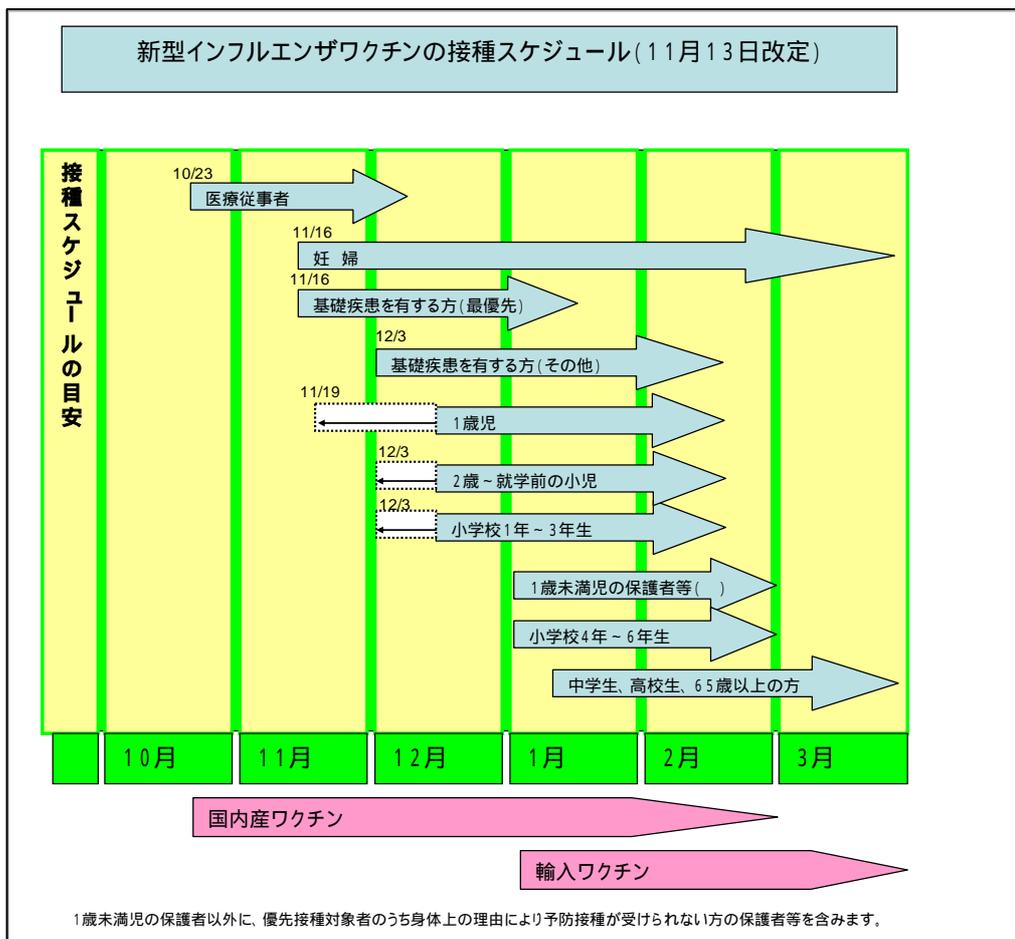
(注2) 1歳児を対象とするワクチンは、1歳児を対象とする予防接種に一定の実績を持つ小児科及び産婦人科等の病院・診療所に配分します。

1歳児が前倒し接種(11月19日～12月2日までの間)を受けることができる医療機関については、現在、調整中ですが、**11月16日(月)からは、県庁ホームページに掲載**するとともに、**新型インフルエンザ総合相談窓口**でもお答えいたします。

なお、12月3日(木)以降の集団的な接種を検討している市町村もありますので、御留意ください。

(注3) 今後の優先接種(1歳未満児の保護者等、小学校4年～6年生、中学生、高校生、65歳以上の方)のスケジュールについては、ワクチン供給の状況等に応じ、決定次第、公表いたします。

【参考】



健康危機管理課

担当: 木脇、松尾、上野(7006、7080)

事務連絡
平成21年11月6日

都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

新型インフルエンザ A (H1N1) ワクチンの
小児への接種時期の前倒し等に関する検討について

日頃より、新型インフルエンザ対策にご協力いただき、誠に有り難うございます。

現在、全国的に新型インフルエンザの本格的な流行が始まっています。特に、小児の間で感染が広がるとともに、基礎疾患を持つ5～14歳までの者や、基礎疾患を持たない小児で重症化する事例が多く見られるようになってきており（別紙参照）、この傾向は今後も続くものと考えています。

つきましては、お忙しい中大変恐縮ですが、下記の内容について対応方よろしくをお願いいたします。

記

1. 現在の流行状況を踏まえた小児に対する接種開始時期の前倒しについて

10月27日の事務連絡において連絡したとおり、11月6日からワクチンの第3回の出荷を行うこととなっています。

各都道府県においては、10月27日の事務連絡に基づき、主に妊婦及び基礎疾患を有する方への接種等を前提として準備を進められていると思います。

しかしながら、現在の流行状況を踏まえ、第3回の出荷分について、各都道府県のワクチンの流通・在庫状況や医療機関の対応状況を把握した上で、可能であれば、小児等の接種時期の前倒しについて下記3点を検討いただくようお願いいたします（図1参照）。

- ・ 基礎疾患を有する者（その他）の中で小学校4年生から中学校3年生に相当する者における11月中旬からの接種について
- ・ 幼児（1歳から就学前）における11月中旬からの接種について
- ・ 小学校低学年（1～3年生）における11月中旬からの接種について

なお、今回の対応については、従来の実施要綱・要領の範囲内のものであり、接種順位の入替えを行うものではありません。

2. 小児に対する医療機関以外の接種場所の確保について

上記のとおり、小児の間で感染が拡大し、地域によっては小児科に患者が集中している状況にあります。このような状況の中で、多数の小児がワクチン接種を行うために小児科を受診することによって、更に小児科の負担が増大することが懸念されます。

については、各都道府県及び市町村において、受託医療機関や郡市医師会等と調整いただき、接種場所として保健センターや保健所などの活用を、再度ご検討いただくよう、お願いします。

保健センター等を活用する例として、次のような方法が想定されるので参考として下さい。

(例1) 市町村が中心となり、当該市町村に所在する受託医療機関を募って特定の学校・学年の児童等を集めて保健センター等で接種する方法

(例2) 郡市区医師会が中心となり、受託医療機関の管理者が当該医師会の会員となっている医療機関を募って、保健センター等に当該地域の児童を集めて接種する方法

(例3) 小学校の校医が勤務している受託医療機関が、保健センターに特定の学年ごとの児童を集めて接種する方法

なお、保健センター等を活用する際には、実施要綱・要領に基づき、予診により被接種者の健康状態の把握に努めるとともに、被接種者に十分説明し同意を得るなど、安全性の確保に留意して下さい。

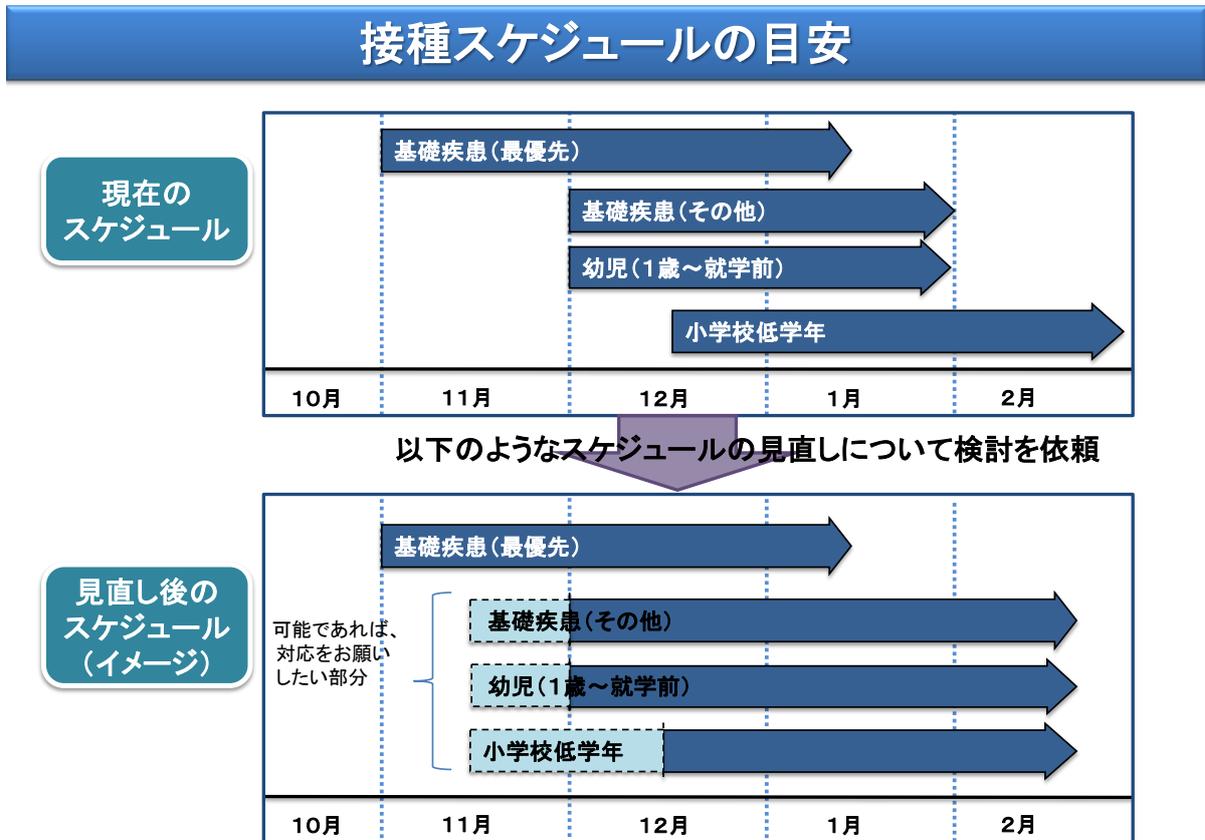
3. 新型インフルエンザ感染者に対する周知について

基本的に新型インフルエンザに既に感染した者については、免疫が獲得されているため、ワクチンの接種を受ける必要はないと考えられます。

また、現在、厚生労働省が行っているサーベイランスによると、現在、国民が罹患しているインフルエンザの大部分は新型インフルエンザウイルスによるものです。このため、本年の夏以降、A型のインフルエンザと診断された者については、新型インフルエンザに既に感染した可能性が高いと考えられます。なお、PCR検査により新型インフルエンザに罹患したことが確定した方については、ワクチン接種は必要ないと考えられます。

A型のインフルエンザに罹患したと考えられる方が、ワクチンの接種を希望される場合は、上記のことをご理解いただいた上で、医師と相談し、接種の有無について判断していただきたい旨、周知をお願いします。

図1 スケジュール一部前倒しのイメージ

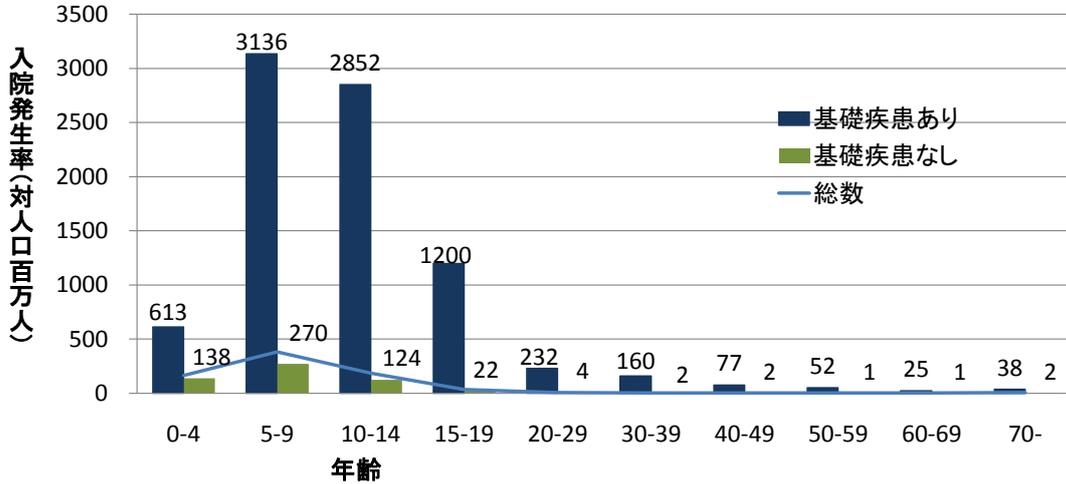


別紙

新型インフルエンザ (A/H1N1) の流行状況

年齢階級別・基礎疾患の有無別の入院発生率(推計)

年齢階級別入院患者数(人)／年齢階級別対象人口(推計)(人)



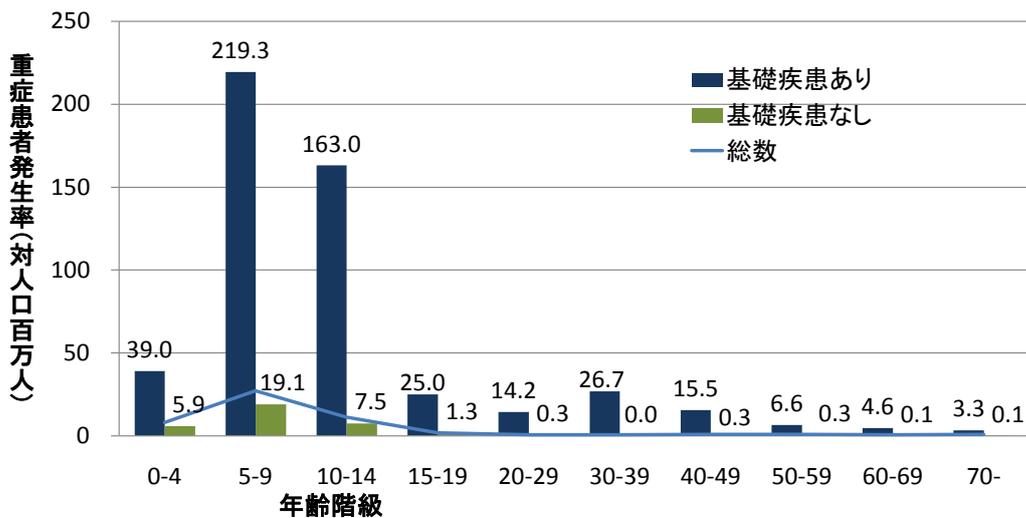
※年齢階級別入院患者数は、7月28日時点で入院中の患者または7月29日以降11月3日までに入院した患者の累計数
 資料:「推計人口(平成21年5月1日現在)」年齢(5歳階級)男女別, 総務省 統計局
 「平成17年患者調査」, 厚生労働省大臣官房統計情報部
 「入院サーベイランス」厚生労働省 新型インフルエンザ対策推進本部

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局作成

年齢階級別・基礎疾患の有無別の重症患者発生率(推計)

年齢階級別重症患者数／年齢階級別対象人口(推計)

重症患者の定義:脳症または人工呼吸器使用



※年齢階級別重症患者数は、7月28日時点で重症の患者または7月29日以降11月3日までに重症と確認された患者の累計数
 資料:「推計人口(平成21年5月1日現在)」年齢(5歳階級)男女別, 総務省 統計局

「平成17年患者調査」, 厚生労働省大臣官房統計情報部
 「入院サーベイランス」厚生労働省 新型インフルエンザ対策推進本部
 厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局作成